

こらぼ大森2階の 共同事務室

こらぼ大森を拠点に、
区民活動をスタートしよう！

使用団体を募集します！

区民活動団体の皆様に、通年使用できる事務所スペースとしてお貸しします！

【所在地】

大田区大森西二丁目 16 番 2 号
大田区区民活動支援施設（こらぼ大森）2階

【交通手段】

■バス

「大森西二丁目」バス停下車 徒歩5分
JR 蒲田駅東口から JR 大森駅東口行き
または JR 大森駅東口から JR 蒲田駅東口行き

■電車

京急線「平和島」駅下車 徒歩7分

【使用期間】

平成26年4月1日から3年以内
※活動状況等により、更に2年まで延長できる
場合があります。

【使用料】

1区画 月額5,000円（光熱費含む）
※延長期間は月額8,500円

【募集団体】

公益的な活動をおこなう区民活動団体 **6団体**

※申請には区民活動情報サイト（オーちゃんネット）への登録が必要です。

⇒ 詳細は <http://www.kyoudou.city.ota.tokyo.jp> をご覧ください。



【間取り】

1区画 約10㎡
※旧小学校の教室を、4分割に仕切っています。

【設備等】

- ◆エアコンは、事務室内に完備。
- ◆電話・FAX・インターネットは、各団体が契約。
- ◆机やイス等も、各団体が用意。

【申込み方法】

【申込み期限】 平成25年11月15日（金） 17時（必着）

【申込み方法】 次の①から④を、下記【申込み先】に持参または郵送

①共同事務室使用申請書（第4号様式）

（区民協働担当のほか、mics おおた、こらぼ大森で配布。区HPからもダウンロード可）

②規約または定款

③本年度の事業計画書・収支予算書

④直近年度の事業報告書・収支決算書（設立まもなく実績がない場合等はお相談ください。）

【申込み先】 大田区 地域振興課 区民協働担当 電話：03-5744-1204

平成 26 年度共同事務室使用団体募集要領

1 目的

区内で公益的な活動を行う、区民活動団体に対し、一定期間、継続的に使用できる活動場所として、大田区区民活動支援施設大森（こらぼ大森）（以下「こらぼ大森」とする。）の共同事務室を提供するため、使用団体を募集する。

使用団体が、こらぼ大森の指定管理者等事業者、他の区民活動団体、地域及び大田区等と協働し、多様な活動を行うことで、団体の育成に寄与するとともに、こらぼ大森を中心とした地域の更なる活性化を図るものとする。

2 概要

- (1) 所在地 大田区大森西二丁目 16 番 2 号
こらぼ大森 2 階 協働支援施設内
- (2) 広さ 1 区画 約 10 m²（旧小学校の教室を 4 分割）
- (3) 使用期間 平成 26 年 4 月 1 日から 3 年以内とする。
使用期間満了後も、区長が特別の理由があると認めれば、年度ごとに継続申請、審査を行ったうえで、最長 2 年まで延長できる。
但し、空きがある場合に限る。
- (4) 使用時間 午前 9 時から午後 10 時まで
（年末年始、館内殺虫消毒等で、施設全館が休館となる場合を除く。）
- (5) 使用料 当初 3 年間 月額 5,000 円
延長期間 月額 8,500 円

3 募集数 6 区画(団体)

4 申請要件

大田区区民活動情報サイト（オーちゃんネット）に登録し、大田区内で公益的な非営利活動を行う区民活動団体。

5 申請方法

次の書類を、地域振興課区民協働担当に提出する。

- (1) 共同事務室使用申請書（第 4 号様式）
- (2) 規約又は定款
- (3) 本年度の事業計画書・収支予算書
- (4) 直近年度の事業報告書・収支決算書
*実績がなく添付が困難な場合、ご相談ください。

6 申込期限 平成 25 年 11 月 15 日（金）17 時（必着）

7 審査 12 月中旬（予定）に面接審査を行う。

8 決定通知 選考委員会で審査した後、12 月下旬までに通知する。

9 問合せ・申込先 〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14 大田区役所 6 階 23 番窓口 地域振興課区民協働担当 電話 03-5744-1204 FAX03-5744-1518